

地域営農効率化支援事業 (南あわじ市事業)

策定した地域計画（農業用機械の共同利用、地域資源保全活動等）における地域営農の効率化を実現させるため、地域計画又は目標地図に位置付けられた組織や経営体に対して農業用機械等の導入等について支援します。

※ 地域が当該事業の補助対象者を選定する必要があります。



地域計画策定地域のみが対象となります。

【事業概要】

1. 対象区域

地域計画が策定された地域
(農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定により策定された計画)

2. 補助対象者

- (1) 機械の共同利用について具体的な計画を有し、規約、構成員名簿を備えている団体
- (2) 土地利用型農業を担う農業サービス事業体

3. 補助内容

地域営農を効率化させる取組みに必要な農業用機械等の導入への支援

区分	補助金額	補助率
農業者組織において共同利用するための農業機械	上限200万円	税抜1/3以内
土地利用型の農業面積を拡大するための農業用機械	上限200万円	税抜1/3以内
地域資源保全の効率化に資する機械等	上限100万円	税抜1/2以内

※ 前年度に当該事業の対象区域となった地域は、翌年度において当該事業の優先順位が下がりますので注意して下さい。

地域で話し合い、地域計画を策定



徹底した話し合い



現況地図により現在の耕作状況を把握!



将来の耕作者をイメージとして貼付け

地域営農を実現させるために必要な支援

地域計画で表作を担うことになったからトラクターを導入したい!



地域計画で保全管理は地域営農組織で取組む計画にした。新しい草刈機の導入が必要だ。

